

## 富山市介護支援専門員協会規約

### (名称)

第1条 本会は、富山市介護支援専門員協会（以下「本会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本会は、介護保険制度が利用者主体の制度として確立されるよう、専門的知識及び技能を研鑽し、介護支援専門員の資質及び社会的地位の向上に努めることにより、公平・中立的なケアマネジメントの実現を目指し、もって市民の健康と福祉の向上に寄与する事を目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号にあげる事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の知識及び技術の向上に関する事
- (2) 介護保険制度及び介護支援専門員に係る調査研究に関する事
- (3) 介護保険制度に対する提言に関する事
- (4) 介護保険制度の普及啓発に関する事
- (5) 介護支援専門員が必要とする情報の提供に関する事
- (6) 関係団体との連携・調整に関する事
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

#### (1) 個人会員

本会の目的に賛同し、富山市内に住所または就業先を有する者等で、介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項第5号に規定する介護支援専門員、又は第69条の2第1項に規定する介護支援専門員の登録を受けている者

#### (2) 事業所会員

富山市内に住所を有する居宅介護支援事業所、及び介護予防支援事業所等に所属する介護支援専門員をもって構成する。

#### (3) 賛助会員

本会の趣旨に賛同する団体、企業、個人を賛助会員とする。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を滞納したとき。

(退会)

第8条 会員は、理事会の決議を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することが出来る。

(抛出金品の不返還)

第9条 既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

(組織)

第10条 本会は、本会の目的を達成するため富山市内をブロック等に分ける。

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20人以内
- (2) 監事 2人
  - 2 理事は、各ブロック等において代表者として選任した者とし、総会の承認を得て決定する。
  - 3 理事のうち会長1名、副会長5名以内を理事の互選により選出し、総会の承認を得て決定する。
  - 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
  - 5 前項に上げる役員が任期途中で欠けたときは、会長は理事会の承認を得て、その指名する者をもって充てることができる。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、その会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、協会の会計を監査する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は、現任者の残任期間とする。

(役員解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した会員の3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第15条 役員は無給とする。ただし、必要に応じて費用を弁償することができる。

(顧問及び相談役)

第16条 本会に顧問及び相談役をおくことができる。

- 2 顧問及び相談役は、会長の求めに応じて本会の運営に関して必要な助言を行うことを職務とし、会長が指名する。

(会議)

第17条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 会議の招集は、会長が行う。
- 3 会議の議長は会長が務める。
- 4 総会は、規約に関する承認、事業計画及び収支予算の承認、事業実績及び収支決算の承認、役員選出の承認、その他本会の運営上必要な事項について議決するため、年1回開催するほか、必要な場合には臨

時総会を開催する。

- 5 理事会には、会長、副会長、理事で構成し、事業等の執行について審議する。
- 6 会議は構成員の過半数以上の出席により成立する。
- 7 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(専門部会)

第18条 協会に次の専門部会を置く。

- (1) 在宅部会
- (2) 施設部会
- (3) その他部会

(経費)

第19条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務所)

第21条 本会は、本会の事務所は、会長が所属する事業所に置く。ただし、理事会の議決により、これ以外の場所に置くことができる。

(その他)

第22条 この規約に定める物のほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は平成20年5月15日から施行する。

第21条 この規約は令和8年5月28日から施行する。

## 会員規定細則

第1条 この細則は規約の第6条に基づいて定める。

第2条 会費は次のように定める。

- 1 個人会員の年会費は、2,000円とする。
- 2 事業者会員の年会費は、7,000円とする。
- 3 賛助会員の年会費は、7,000円を一口とし、一口以上とする。

附則

(施行期日)

第1条 この細則は平成20年4月1日より施行する。

附則

平成17年4月28日施行

平成18年5月25日一部改定